

合併処理浄化槽維持管理補助金

1. 補助金の目的

合併処理浄化槽維持管理費を補助することで、施設の適正な維持管理が行われ、生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図ることを目的とする。

2. 補助対象区域

白川北部地区（岡崎区の一部、葛川区、稲光区、稲光上区、八田山区）、山口区、等覚寺区

3. 補助対象者

適正な維持管理を行っている合併処理浄化槽管理者
※適正な維持管理とは、以下の(1)～(3)を全て満たすこと
(1) 浄化槽の保守点検を実施していること
(2) 浄化槽の清掃を実施していること
(3) 法定検査を受検し、判定が「適正」又は、「おおむね適正」であること
なお、判定が「不適正」の場合は改善すること

4. 補助金の額

交付申請年度	限度額	交付申請年度	限度額
初年度	48,000円	4年度目	19,200円
2年度目	38,400円	5年度目	9,600円
3年度目	28,800円		

※補助の期間は、初回の交付申請年度から連続5年間とし、毎年申請が必要です。

5. 交付申請期間

交付申請の受付は、令和5年5月からです。
初回申請の最終受付は、令和11年3月30日です。

6. 交付申請に必要な添付書類

- 合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書
- 合併処理浄化槽維持管理契約書の写し
- 保守点検記録表の写し（3回分）及び浄化槽清掃記録票の写し※交付申請日から過去1年以内のもの
- 法定検査結果書（浄化槽法7条関係又は同法第11条関係）の写し※交付申請日から過去1年以内のもの
- 町税納付状況証明書又は町税の滞納がないことの証明書
- 改善報告書（法定検査結果書で総合判定が不適正の場合）
- (b)、(c)が提出できない場合は（保守点検契約・保守点検等記録）状況確認願

7. 浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を正常に保つには、適正な維持管理が大切です

保守点検	機器の点検修理・消毒剤の補充等の保守点検を実施してください。 ※福岡県から登録を受けた保守点検業者が実施
清 掃	汚泥引抜を含む浄化槽の清掃を実施してください。※苅田町が許可した清掃業者が実施
法定検査 ※福岡県の指定検査機関一般社団法人福岡県浄化槽協会が実施	使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に実施する法定検査（浄化槽法第7条第1項）を受検してください。 年1回の法定検査（浄化槽法第11条第1項）を受検してください。
書類の保管	法定検査の結果書及び保守点検業者・清掃業者から交付された記録表などは、浄化槽法等により、3年間の保管義務があります。